

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年11月21日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年12月7日から同月27日まで縦覧に供する。

平成24年11月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市牟礼町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 松井池地区	高松市創造都市推進 局産業経済部土地改 良課
香南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 下道池地区	〃
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 金太郎地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 田渡地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 白井池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道事業) 赤尾農道地区	〃
香川県三郎池土地改良区	単独市費補助土地改良事業 (農道事業) 中三谷1号農道地区	〃
〃	単独市費補助土地改良事業 (農道事業) 平石東農道地区	〃
〃	単独市費補助土地改良事業 (農道事業) 山北農道地区	〃
木田郡二股土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 鹿庭地区	三木町産業振興課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 二条地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 川上地区	〃